

平成 30 年度 第 4 回理事会議事録

- 1 招集通知年月日 2019 年 1 月 28 日 (日)
- 2 開催年月日及び時刻 2019 年 2 月 2 日 (土)
13 時 00 分 ～ 18 時 40 分
- 3 開催場所 岸記念体育会館 5 階会議室 504 号室
(東京都渋谷区神南 1-1-1)
- 4 出席理事 33 名中 27 名出席 (うち、skype 1 名)
欠席理事 6 名
オブザーバー 4 名

5 目的事項

(1) 決議事項

- 第 1 号議案 山根前会長、山根前副会長兼会長代行、吉森前副会長、佐藤前事務局長、内海前副事務局長の処分の件
- 第 2 号議案 専門委員会の構成の変更の件
- 第 3 号議案 平成 31 年度事業計画案及び予算案の件
- 第 4 号議案 臨時総会招集の件
- 第 5 号議案 各種規則の制定及び改定の件
- 第 6 号議案 日本スポーツ振興センターに報告した再発防止策の件

(2) 報告事項

1. インテグリティ・ガバナンス・コンプライアンス研修について
2. 公益法人へ移行するための税理士法人と契約締結したことについて
3. 東福岡高校ボクシング部監督 古賀大作氏の処分について
4. 作新学院ボクシング部監督 川島強化委員が選手父兄から告発されたこと について
5. 内海氏懲戒解雇及び退職金減額処分に対する内海氏代理人から不服な旨 通知文書が到着したことについて
6. 各委員会からの事業報告について
7. 基幹システムの開発及びブログからWEBサイトに移行することについて
8. その他

開会 (13 時 00 分)

6 会長あいさつ

会長：多くの議題がありますがこれからのボクシング連盟にとって大切なことですので皆さま宜しくお願い致します。

7 議長選出

会長：鶴木副会長にお願いしたいと思いますがみなさんいかがでしょうか。（拍手で承認）

8 議事録署名人、書記選出

書記 大政理事 池端常務理事 署名人 内田会長、岩井監事

9 決議事項

第1号議案 山根前会長、山根前副会長兼会長代行、吉森前副会長、佐藤前事務局長、内海前副事務局長の処分の件 資料P1～

事務局：平成31年1月28日付けで「弁明の機会の付与について」を4名に発送済み。弁明を希望する場合は、平成31年2月5日（火）必着で弁明書及び証拠資料を提出する旨を促している。直接に弁明したい場合は、平成31年2月10日（日）の臨時総会で弁明の機会を設ける。第三者委員会の調査報告書の中から、各々の方の処分事由を示している。

議長：ご承認頂ける場合は拍手をお願い致します。（拍手で承認）

議長：佐藤前事務局長について何かありますか？

事務局：報告事項5の「内海氏懲戒解雇及び退職金減額処分に対する内海氏代理人から不服な」の中に記載されています。

岩井監事：通知書一枚しかないので、何をもって処分としたのかわからないと思うので説明します。大きくは第三者委員会の調査報告書に記載されていた事項のうち、山根前会長と山根前副会長については主に不正審判について、山根前会長については、反社の話や、辞任した後においても連盟役員等に対する恫喝的行為、内海さんについては、経理に関しての内容、吉森前専務については、アスリート助成金の不正流用についての隠ぺい行為のみ、山根前副会長については、審判の事しか書いてませんが、スポーツなのでそれだけで十分除名に値すると考えている。厳密には、除名処分についてのみ総会において弁明の機会となるので、山根前会長、山根前副会長、内海副事務局長になる。吉森前専務理事については、除名処分ではないので、理事会の決議で謹慎処分の決議は出来るが、他の三人と同様に文書を送付しているため、この理事会では、吉森さんが除名でない事の決議は取れる。

議長：山根前会長、山根前副会長、内海氏の除名について採決を行います。（拍手で承認）

3名の除名について総会の議題として議決しました。

議長：吉森前専務理事について、除名処分でない採決を行います。（拍手で承認）

吉森前専務理事については除名ではないことを議決しました。

岩井監事：謹慎処分や資格停止など処分の内容はこれから検討して頂いたらいいと思います。

第 2 号議案 専門委員会の構成の変更の件 資料 P 6～

事務局：審判の独立性を確保することが必要ではないかという事で、審判委員会から審判部へ体制を変更し小坂氏は理事から離れて審判部長となつてはどうかという案です。

菊池事務局長：補足です。一連の不祥事があり第三者委員会からも多くの提議がありました。その中で公正性、透明性をアピールするために審判委員会を会長の権限から外す形で独立性を示す必要があります。しかし人が足りないため強化に携わる審判員もおりすべてを分離させることは厳しいですが審判長は部に昇格した部長として独立して活動していただけたらと考えています。

千田理事：日本連盟の決定事項に審判部の代表者が入っていないというのはどうかと思う。

小坂常務理事：独立した形には賛成です。しかし審判のことに關して審判部の意見を言える場、決議をとる場にはないといけないと思います。あくまでも別枠にはいますが理事として意見を言う場にはいます。ということであれば問題がないのではないのでしょうか。

千田理事：審判規則を議決する理事に審判部の代表が入っていないのはおかしいのではないか。

山下理事：A I B A のルールに変更があった場合など周知するためには審判長が理事でいた方がいいのではないか。

相馬理事：理事会や総会絵は各委員会の長が満遍なくいい方がいいのではないか。

菊池事務局長：山根前会長の影響が大きく審判に不正があったことを指摘されているので改善策をとる必要があります。会長の権限から外れるためには理事はあり得ないのではないか。審判部部長として連盟の会議には出席できるというような方法はないのでしょうか。議決権ももっているが会長の権限を受けないという形がとれば J O C や J S C にも独立性の説明ができるのではないかと思います。

小坂常務理事：完全に独立した審判部をつくり会長の権限からは外しますというような文言を作ることにはできないのか。

会長：岩井先生、いま言われたような規則を作ることは法的に可能でしょうか？

岩井監事：組織規定としては決議が必要だと思います。そのうえで何処までの権限を審判部に与えるかという事を決めることが可能かだと思います。そこに審判部の独立性を謳った規定を入れる。理事と審判を兼任できないのは A I B A の規定なので国際審判の資格を持たない方が理事になるのは問題ないかだと思います。あとは皆さんの理解しただと思います。

議長：2月10日の理事会で決議する方向で採決を行います。(拍手で承認)

審判委員会の組織規定については2月10日の理事会で議決することを議決しました。

小山田常務理事：強化委員会からです。女子強化委員会について(別紙)男女を分けて強化を考えていきたいと思います。人選は後日という事で進めさせてもらいたいと思いますが。女子委員会とは連携をしながら強化に特化して進めていきたい。

議長：女子強化委員会の設置について採決を行います。(拍手で承認)

女子強化委員会を設置することを議決しました。

小坂常務理事：審判委員についても女子の育成をお願いしたい。

岩井監事：各種委員会の構成メンバーについては権限分配の観点から理事会の決議ではなく業務執行理事会や会長権限または委員会で行ってはどうか。組織に関する事項は理事会規則に入れているが人事の件は入っていません。専門委員会組織規則1条についても決議を取ったがすでに女子委員会が入っています。そのことから追尾になりますが女子委員会も専門委員会組織規則の一委員会として定められたという事を承認していただけたらと思います。

議長：女子委員会を専門委員組織に定めることについて採決を行います。（拍手で承認）
女子委員会を専門委員組織に定めることを議決しました。

第3号議案 平成31年度事業計画案及び予算案の件 資料 P9～

事務局：事業計画案の説明

菊池事務局長：国内で国際親善大会を計画 A I B Aに確認中 7/8～15 又は 18 予定
茨城県 水戸市 アザストリア水戸アリーナ 選手 200 人余り コーチ 100 人弱
A I B A スターコーチ、審判の試験を行う予定

12/26 第73回全日本大学王座時に第1回東西対抗（高校）、第1回UJチャンピオンズリーグ統一マッチ（仮称）を墨田区の総合体育館で行う予定。

小山田常務理事：女子選手権が10/16～20であるが、アジア選手権の結果にもよるが、A I B A女子世界選手権が10/3～13で実施されるので、出れなくなる可能性もある。

事務局：平成31年度の日連主催の事業予算については、日連で予算確保を行えば良いと考えている。

会長：各都道府県から各50万円程のスポンサーを集めて、自己財源を示したうえで、JOC, JSCの助成金を利用できるようにしないといけない。

事務局：積上げた精度の高い予算組は出来ていない。

西山理事：50万円の件について、ブロックで審議したが、簡単にはいかない。

会長：それならば、今までと同じように、開催県が費用を集めなければならない。そこを頑張って貰って、助成金を使用できるようにして欲しい。

千田理事：大会をすれば、お金は集まる。企業は出してくれる。

西山理事：スポンサーになって貰うには、企業にメリットがなければならない。

岩井監事：事業案は説明があったので、先に承認を取れば良い。

議長：平成31年度事業計画について採決を行います。（拍手で承認）

平成31年度事業計画案を総会の議題として議決しました。

吉沼氏：予算は、公益法人化の要件として当然必要。予算案もまとまらないようなものは受け付けて貰えない。

岩井監事：予算案は、理事会決議の上で2/10の総会には決議しなければならない。書面決議ということで、2/5頃までにLINE上で決議をすれば良いかと思う。そのことを今決議すればよいのでは？

議長：予算案は書面決議で総会の議題とすることの採決を行います。（拍手で承認。）

平成31年度予算案は書面決議後、総会の議題とすることを決議しました。

第4号議案 臨時総会招集の件 資料P13

事務局：本日の理事会での決議を経て総会の招集通知を発送します。

岩井監事：理事会の決議事項と総会の決議事項は違うので変える必要があります。そのため先ほど承認を得た1. 公益法人化について 2. 定款変更と社員総会規則 3. 除名処分については山根明さん、山根昌守さん、内海さん 4. 事業計画と10日の理事会で承認が得られれば予算案、以上の順番は後で決めることができますが先立って任期が満了となるため理事の選任を行い総会に諮る必要があります。そのため候補者を選定する必要があります。ブロック9名と、理事会が推薦する30名、学識経験者5名となります。候補者について業務執行理事会等ではどのような案があるのか提案をお願いします。

菊池事務局長：新理事候補を提案したいと思います。山口壮氏、樋山茂氏、吉沼茂氏、中島成雄氏、本博国氏、梅下新介氏、井崎洋志氏です。

会長：なぜこの方たちを候補としたかを説明します。山口氏は医事委員長でもあり東京在住という事で色々な会議にも出席してもらっている。樋山氏は国際大会の経験も豊富でスリースターコーチ以上の資格を保有している。海外遠征に同行してくれる方が少ない中で職場との交渉で多くの大会に参加してくれている。吉沼氏は公益法人化に絶対に必要な人材です。中島氏は元プロの世界チャンピオンですしプロアマの交流をしていくうえで必要な人材です。本氏はオリンピック選手を育成してもらわなければならないし経験も豊富です。梅下氏はフットワークが軽く事務的な能力にも優れている。井崎氏は博報堂の方です。スポンサー集めなどに協力してもらいます。

議長：1人ずつ挙手で決を行います。

山口氏（賛成多数）樋山氏（反対多数）吉沼氏（賛成多数）中島氏（賛成多数）

本氏（賛成多数）梅下氏（賛成多数）井崎氏（賛成多数）

否決された樋山氏についてご意見はありますか。

会長：国際大会に引率してくれる人が足りません。承認をしてもらえないでしょうか？

千田理事：理事ではなくても監督はできるし委員会の委員にはなれるので理事にする必要はない。

会長：では樋山氏の件は却下しましょう。

岩井監事：現状の方を候補者として推薦するなら川島氏の件もここで採決をお願いします。

中村常務理事：以前は高体連の代表が理事に入っていたが1名を入れていただければ。

千田理事：現在の理事は高体連に偏重している。各職域やブロックから均等に選んだ方がいいのでは。以前はブロック代表理事が選考委員に入って理事の選出をしていた。その方法をとった方がいいのではないのでしょうか。

西山理事：27年度の臨時総会でその方法が承認されている。

山下理事：東海ブロックでは理事会を開いて新たな代表理事と審判長を選出している。今の理事は都市圏に集中しているのではないかという意見がでたが。

会長：各ブロックから推薦してもらっても構わないが東京まで来てくれることが必要です。

そのため関東中心で理事が選ばれているのだと思います。理事会には出席義務があるが欠席する方も多い。実際に来て参加して仕事をしてから意見を言ってもらいたい。

岩井監事：あくまでも候補者を選出するのであって実際に決議するのは総会です。総会までにプロセスを踏んでもらえば問題ありません。仮に候補者が定数を超えた場合は賛成の多い順に理事を決めればいいだけです。

会長：ぜひ必要な時に東京に来られる方を推薦して下さい。

岩井監事：少なくとも理事会には出席義務がありますので法律に守るうえでも出席できる方を推薦していただきたい。日常の業務については業務執行理事が行うので権限をある程度集中させていると理解してもらえればいいと思います。

会長：ではご指摘の通り別室でブロック代表理事と副会長とで理事候補を話し合しましょう。

(会長、副会長、ブロック理事が別室で協議)

議長：再開します。会長から提案をお願いします。

会長：まず相馬理事は国際審判を目指すため辞退されます。あとの方は議長に裁決をお願いします。

議長：候補者の名前を苗字のみ順不同で読み上げます。内田、鶴木、菊池、坂巻、鈴木、中村、小坂、池端、浅村、小山田、門田、木庭、山本、大政、林田、安川、石橋、仲間、佐藤、関口、後藤、清水、千田、中島、小斎、稲田、西山、三宅、川上、岩井、泉、山口、吉沼、本、梅下、井崎

挙手による採決を行います。(賛成多数で承認)

議長：以上36名を理事候補として総会の議題とすることを議決しました。

岩井監事：総会の招集についての採決を2月10日(日)11:00~でよろしいですか？

議長：総会の招集は2月10日(日)11時岸記念体育館1Fで採決を行います。(拍手で承認)

議長：総会の招集は2月10日(日)11時岸記念体育館1Fで議決しました。

第5号議案 各種規則の制定及び改定の件 資料P14～

議長：まずは公益法人化移行についての採決を行います。(拍手で承認)

議長：公益法人化の移行を総会の議題として議決しました。

岩井監事：公益法人化には資料P14にある1から11の整備が必要となり権限分配が求められます。この中でも1.定款と2.社員総会規則は総会で決議する事項となる。その前提としてここでの決議を諮ります。3以降は組織の詳細を定めるものであるから理事会の決議のみで決定できるものであります。また一括ではなく一つずつ決議を取ることが適切であると考えます。7の経理規則については実務との正誤性というところで案は作成していますが実情を見て次の理事会で提案させていただきます。また12月の総会でアマチュア規則について各正会員から意見が出ていましたが現状としては案としてできあがっ

ていないため今回の理事会の決議事項としては外しています。

1. 定款について（後日資料配布）当日はスライドで説明

公益法人法に則り変更。変更点（追加・削除）のみ説明。

これ以降に提案する規則等の決議についても、内容の変更に至らない表現等の修正については会長一任を決議内容に入れていただきたい。

西山理事：閲覧の規定等は入れないのか。

岩井監事：どこまでを定款とするかという事ですが法律上は閲覧が認められていますので排除する意図はございませんので法律に則って請求はできます。

議長：定款の変更について決議を行います。（拍手で承認）

議長：定款の変更を総会の議題として議決しました。

議長：内容の変更に至らない表現等の修正は会長一任とする採決を行います。（拍手で承認）

議長：内容の変更に至らない表現等の修正は会長一任を議決しました。

岩井監事：2～6、8～11についてはしばらく資料をご覧ください。5、9、11は修正となっていますので修正履歴を参考にして下さい。審判委員会については独立性を強調していません。権限分配の観点から業務執行理事会に決議を移行する内容もあるかと思えます。これについてはもう少し整理させてもらいたいと思います。

吉沼氏：理事会規則では定時理事会を5月に開催するとあり定款変更案では総会は毎事業年度終了後3か月以内となっているが。

岩井監事：私も毎事業年度終了後3か月以内が好ましいかと思えます。

吉沼氏：倫理規定の4条の5について相当行為とは何か？

岩井監事：前段の方は単純に悪い事をしてはいけません。という事で後段は悪い事をしるともいい事をしなさいとも言っはいけないという事です。

門田理事：アンチドーピング委員会の標記をアンチ（・）ドーピング委員会をお願いしたい。

岩井監事：その通りにします。

小坂常務理事：11. 審判委員会規則については少し待って下さい。

議長：社員総会規則を総会の議題とする採決を行います。（拍手で承認）

議長：社員総会規則を総会の議題として議決しました。

議長：3理事会規則、4役員選任規則、5理事の所掌規定、6専門委員会の組織規程
8コンプライアンス規定、9倫理規定、10アスリート委員会規定
について採決を行います。（拍手で承認）

議長：以上、7つの規則等について議決しました。

小坂常務理事：11. 審判委員会規則の2条④地域連盟の審判長の指名は各ブロックで決定してもらいたい。

吉沼氏：委員会の委員長を決める時に審判委員会の委員長は会長ではないという文言はありました。

岩井監事：審判の専門的な部分はわからない部分もありますので2月10日の総会後の理事会で提案できるように審判委員会の方で案を作成してもらいたい。

小坂常務理事：そのようにさせていただきます。

議長：11 審判委員会規則は10日の理事会で議決することの採決を行います。（拍手で承認）

議長：審判委員会規則については2月10日の理事会で議決することを議決しました。

第6号議案 日本スポーツ振興センターに報告した再発防止策の件 別紙

菊池事務局長：ホームページの充実や審判の独立などで信頼の回復を図りたいと思いますので宜しくお願い致します。

議長：内容について採決を行います。（拍手で承認）

議長：再発防止について議決しました。

10 報告事項

1. インテグリティ・ガバナンス・コンプライアンス研修について

- ・椿原先生による講演（後日資料配布）

2. 公益法人へ移行するための税理士法人と契約締結したことについて 資料P57

- ・オブザーバー吉沼氏より説明 6月には移行予定
- ・岩井監事：公益法人化は重大な組織変更であり定款の一部変更のため総会での決議が必要であるため総会の招集通知の内容として取り入れるか決議をお願いしたい。（5号議案で決議）

3. 東福岡高校ボクシング部監督 古賀大作氏の処分について 資料P62

- ・菊池事務局長：倫理委員会の協議の上厳重注意とした。
- ・門田理事：医学的にもルールを守ってもらいたい。

4. 作新学院ボクシング部監督 川島強化委員が選手父兄から告発されたことについて 資料P64

- ・菊池事務局長：まだ事実関係がハッキリしないため作新学院の第三者委員会の報告を受けてから処分を検討する。
- ・千田氏：国体の時に会場内で川島八郎氏が大声で判定の不服を言っていた。
- ・菊池事務局長：会場ですぐに対応すべきであった。
- ・岩井監事：川島強化委員長は理事でもあるので選任するか検討が必要ではないか。
- ・小山田常務理事：本人は会長に一任すると言っていた。
- ・菊池事務局長：それは会長が決めることではないので本人に進言してもらいたい。
- ・会長：ここで決議することができるのか。
- ・岩井監事：この後の議題であるのでそこで話し合しましょう。

5. 内海氏懲戒解雇及び退職金減額処分に対する内海氏代理人から不服な旨 通知文書が到着したことについて 資料 P65～

- ・菊池事務局長：前回の総会でも説明したが、領収書等を付き合わせた結果、最終的に2,400万円から1,700万円程度まで下がったが、依然として高い金額である。現在も、JOCに30年度の報告申請をしているが、事務的手続きがものすごく掛かっている。

る。海外遠征に行っていない人に日当を送ったり、行った人に送ってなかったり、毎事業ごとにそんなことがあり、その手続きに日々追われており、内海さんの責任は重いと強く感じているが、不名誉な内容だった旨の通知書が届いた。

- ・会長：通知文に事務局内において、「それをチェックする責任者は事務局長であって、通知人では会計業務には関与しておりませんし責任もありません。」とありますが、この長というのが佐藤事務局長にあたるので、佐藤さんの処分を検討している。山根前会長や前副会長と同じ通知を出すか？資格停止にするか考えている。
- ・千田理事：実際に経理処理を行っていたのは、内海さんが山根前会長に指示を受けてやっていたと思う。佐藤さんに問われるのは、監督責任までであろう。
- ・会長：佐藤さんには何らかの処分を受けて貰う。
- ・菊池事務局長：佐藤さんは、審判長でもあったので不正審判の責任もある。

6. 各委員会からの事業報告について 資料 P68～

強化委員会

小山田常務理事：ランキングで男子シニア、男子ジュニアに（案）が抜けている。

お配りしている資料が昨日までに最終確認した資料と違う。

シニア女子フライ級の2位木下選手と3位並木選手の順番が逆。

ジュニア女子フライ級の8位に後藤（岐阜）選手が入っていない。以降繰り下げとなり、10位の山下（静岡）選手がランク外になる。

ジュニア女子ピン級6位菅野（山形）選手と7位宮本（三重）選手の順位が逆。

ジュニア女子ライト級チャンピオンの田中鈴華選手の所属が（岐阜 中京）となっているが、中京学院大学付属中京高校である。

後日、正しいものをお渡しする。

中村常務理事：P68の平成30年度審判講習会・試験等実績のC級試験、セカンド講習試験の群馬件は県である。平成30年度ブロック大会実績の高校新人（選抜）・女子のところも同じ。

医事委員会

山口医事委員長：UJの競技年齢を下げる案件について、医事委員会としては殆どの先生が反対である。

ボクシング等の頭部外傷の殆どは、急性くも膜下血腫が多い。

(頭の骨にくっ付いている固い膜と脳がズレることによって血管が切れる状況。)

VTRにて頭に係る衝撃の説明。

首が降られるのと振られないのとでは衝撃の伝わり方が違う。

骨格がしっかりしているのとしてないのとでは危険性が違う。

子供は大人の小さい版ではない。

アメフト選手の検体で検証。202人のうち87%が脳に外傷性的変化。

ボクシングとアメフトでは違うが、競技の低年齢化の参考にして欲しい。

仲間理事：前向きに検証すること、後ろ向きに検証すること、今後色々なデータを取って評価して行くことが大切。

門田理事：頭を打たないことは、一番間違いない。

U J が実際に何歳からボクシングを始めたのか？データをとる必要性。

医学的問題もされど、指導者の問題。

石橋理事：アメリカサッカー協会は、特に子供のヘディングを禁止している。

ボールの質量と加速度からの頭部への衝撃。

F I F A はデータを取っている。

重大事故が起こった時に責任を取るのは日本連盟である。

菊池事務局長：アジア連盟はU J の大会を実施する。

世界は低年齢化して来る。

伊田さんのシステム等を利用し、ボクシングの普及。

生涯スポーツとしてのボクシングを普及、発展。

スポーツ科学委員会 資料P74～

石橋理事：スポーツ科学の必要性スポーツ科学委員会としては次の内容を事業内として進めてく。

- 1 トレーナーの派遣
- 2 ゲーム分析
- 3 健康管理
- 4 体力向上のための分析
- 5 スポーツ医・科学の啓発活動
- 6 各種調査・研究
- 7 各委員会との連携

7. 基幹システムの開発及びブログからWEBサイトに移行することについて P80～

- ・事務局および会長より新ホームページについて説明
- ・動画、スポンサーページ、通報システム、永年の登録番号を付与（I D）等
- ・各都道府県にホームページを作ってもらいリンクさせる。

8. その他

議長：なにかありますか？

中村常務理事：セカンド制度について 資料P53

小坂常務理事：9月の理事会以降審判委員会預かりとなっているがストップしている。医事や強化の要素もあるのでは廃止はできない。

中村常務理事：現場の指導者にとっては大きな課題である。

会長：審判委員会、強化委員会、医事委員会で話し合ってもらっては。

議長：3つの委員会で話し合っ案を提示して下さい。

西山理事：P38の役員定年年齢について70歳の定年を75歳に上げられないか

議長：定年を75歳に変更することの採決を行います。(挙手で承認)

議長：先ほど承認された役員選任規定第3章第4条を変更することを議決しました。

小山田常務理事：階級について

エリートに関する件ですがオリンピックは男子8階級で行われます。AIBAの動向がハッキリするまで進められない部分もあるが世界選手権等も同じ階級で行われることを前提で提案します。オリンピック階級はフライ(48-52)バンタム(~57)ライト(~63)ウェルター(~69)ミドル(~75)ライトヘビー(~81)ヘビー(~91)スーパーヘビー(+91)です。階級を減らすことは普及にもかかわるので日本独自の階級を設けたいと思います。ライトフライ(-48)ライトバンタム(~54.5)フェザー(~60)ライトウェルター(~66)ライトヘビーまでの10階級ではどうでしょうか。AIBAがオリンピックだけで実施するのかわからないが変わる事を前提です。

議長：AIBAの動向によるが変更があった場合は国内エリートの大会を10階級で実施するという事で採決を行います。(拍手で承認)

議長：変更があった場合は国内エリートに10階級とすることを議決しました。

ガバー-乃生氏：アンダージュニア世代の規則改正案(別紙資料)

競技開始年齢等の競技規則については今後検討

UJ階級を別紙資料P10の通り変更してはいかがでしょうか。

議長：アンダージュニアの階級変更について採決を行います。(拍手で承認)

議長：アンダージュニアの階級変更について議決しました。

議長：長時間ありがとうございました。これで閉会いたします。

閉会 (18時40分)

以上の議事の内容を記録し、これを証するため署名押印する。